

(1) 福岡市公共施設緑化水準

公園緑地をはじめ、道路・河川・学校・官公庁等の公共
公益施設は、連続性やボリュームのある緑を確保すること
ができ、地域の緑の拠点、緑のまちづくりの先導役として
の役割があります。各施設の機能を確保しながらも可能な
限り緑化を図り、地域の特性に応じた美しい緑づくりを進
めます。

③ 緑化水準

■福岡市公共施設緑化水準

公共施設区分	緑被率	考 え 方
公 園 緑 地	敷地面積の30%～50%以上	「都市緑化対策推進要綱（建設省通達：昭和58年3月30日改正）」による。 ・街区公園……………30%以上 ・総合公園……………50%以上 ・近隣公園……………50%以上 ・運動公園……………30%以上 ・地区公園……………50%以上
	道 路	・「道路構造令（H13.4.25改正）」・「福岡市街路樹整備指針（H14.5方針決定）」による
河 川 ・ た め 池	敷地面積から水面護岸面積を除く面積の30%程度	・動植物生態系の維持、親水空間としての利用を考慮して、護岸及び水面以外の部分を30%緑化。 ・河川：「河川等の植栽基準（国土交通省H10.6.19通達）」参照。
	公 営 住 宅	敷地面積の20%程度 ・「福岡市緑の基本計画」では緑被率20%を目標としているため、20%程度の緑被率とする。
海 岸 ・ 港 湾	本緑地水準の公園緑地、道路及び各公共施設等の緑被率と同等	
官 公 署 施 設 (庁舎、市民センター等)	敷地面積の20～30%程度	・「福岡市緑の基本計画」では緑被率30%を目標としているため、20～30%程度の緑被率とする。
	厚 生 施 設 (病院、福祉施設等)	敷地面積の20%程度 ・「福岡市緑の基本計画」では緑被率20%を目標としているため、20%程度の緑被率とする。
文 教 施 設 (学校等)	敷地面積の20%程度	・「福岡市緑の基本計画」では緑被率20%を目標としているため、20%程度の緑被率とする。
	処 理 施 設 (浄水場、下水処理場等)	敷地面積の20～35%程度 ・「福岡市緑の基本計画」では緑被率35%を目標としているため、20～35%程度の緑被率とする。
運 輸 施 設 (バスターミナル、車両基地等)	敷地面積の20～45%程度	・「福岡市緑の基本計画」では緑被率45%を目標としているため、20～45%程度の緑被率とする。

◆ 用語の意味と内容 ◆

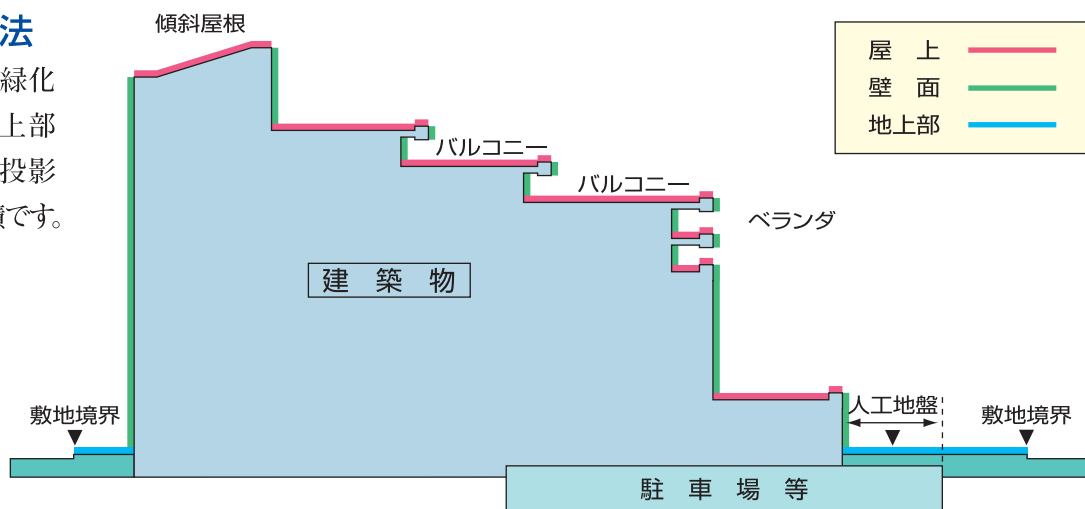
- 緑 化……本水準という緑化とは、地面や人工的に造った植栽基盤を、樹木や地被植物で覆うことをいいます。
- 緑化面積……緑化面積は、原則として緑化施設に含まれるすべての樹木や地被植物を同一の水平面に投影した範囲の面積を合計したものであり、「緑化面積の算出方法」にもとづき算出を行います。
- 緑 被 率……緑化面積の敷地面積に対する割合をいいます。
- 樹 木……樹木は、高木と低木をいい、タケ類を含みます。ここでいう高木とは、幹が通常単幹で太くなり、枝条とは明確に区分され、樹高が高く伸びる樹木をいいます。樹高について明確な基準はありませんが、一般的に樹高が3m以上になるものをいいます。ここでいう低木とは、十分に生育しても高く成長しない樹木で、通常は幹が発達しない株立状のものが多く、幹が単一で株立状にならないものもあります。樹高について明確な基準はありませんが、一般的に3m以下のものをいいます。

◆ 用語の意味と内容 ◆

- 地被植物……地被植物は、芝、リュウノヒゲ、アイビー類、ササ類、シダ植物など、地面を面的に覆うものをいいます。
- 棚 も の……棚ものは、フジ棚、ブドウ棚、ヘチマ棚など棚状に植物を仕立てるものをいい、アーチ状のものなども含まれます。
- 植栽基盤……植栽基盤は、樹木や地被植物の生育基盤で、一定の厚みをもつ土壌等をいいます。
(可動式植栽基盤) 可動式植栽基盤は、プランターやコンテナなどの容器に土壌等を入れて移動が可能な植栽基盤としたものですが、緑化施設整備計画では安定的に設置するもの(容量がおおむね100リットル以上)を対象とします。
- 樹冠・樹冠投影面積……樹冠とは、樹木の上部についている枝と葉の集まりであり、樹冠投影面積は、樹木が成長した時点を想定した樹冠の水平投影面積とします。
- 地上・屋上・壁面……地上、屋上、壁面は図に示すものを基本とします。地上には、地面と一体になっている人工地盤を含みます。屋上は、建築物の屋根の部分であり、バルコニーやベランダの床面を含みます。壁面は、建築物の外壁面であり、バルコニーやベランダの外壁面を含みます。

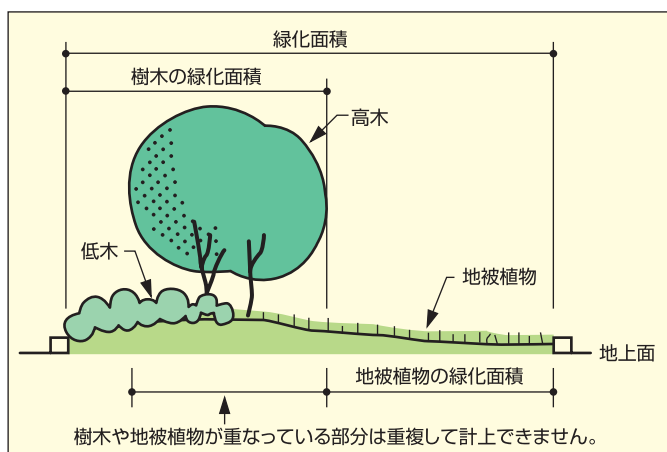
◎緑化面積の算出方法

緑化面積は、原則として緑化施設に含まれる植物の地上部分すべてを同一水平面に投影して得られる範囲の合計面積です。



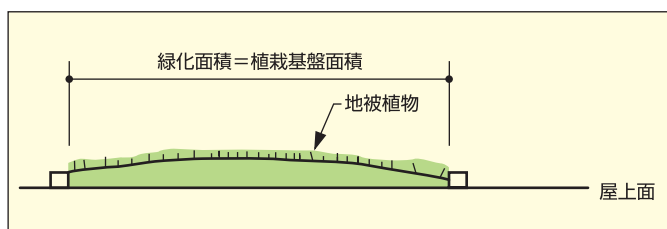
A 地上の緑化面積

樹木の面積は、樹冠投影面積とします。地被植物の面積は、成長時に被覆する面積(地被植物で被うことを計画した範囲の水平投影面積)とします。ただし、樹木と樹木または樹木と地被植物が重なる場合は重複して計上することは出来ません。



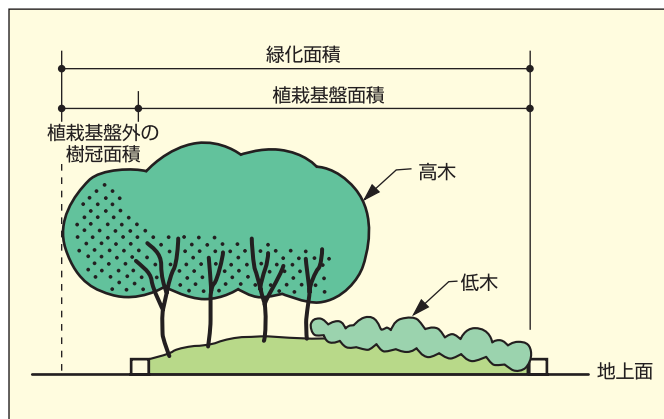
B 屋上の緑化面積

樹木、地被植物を植栽した植栽基盤の面積を緑化面積とします。



■ 可動式植栽基盤（プランター等）の 緑化面積

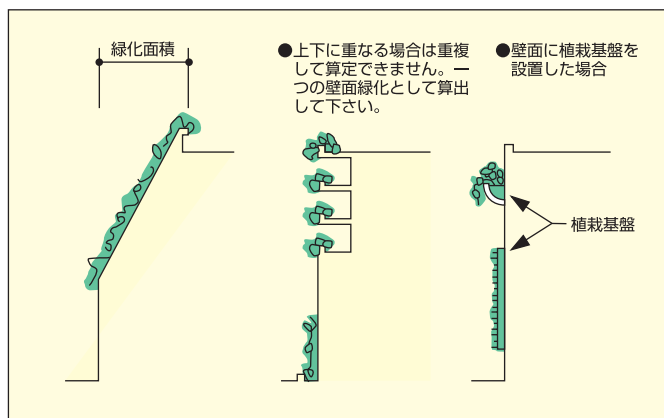
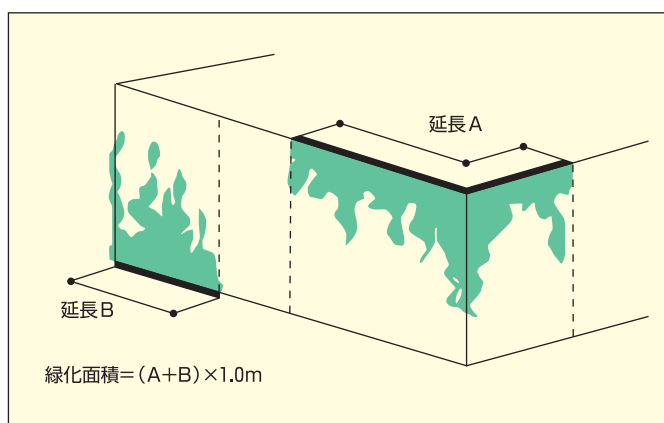
地上や屋上に、可動式植栽基盤を用いる場合は、容量がおおむね100リットル以上のものを対象とし、植栽基盤の面積を緑化面積とします。



■ 壁面の緑化面積

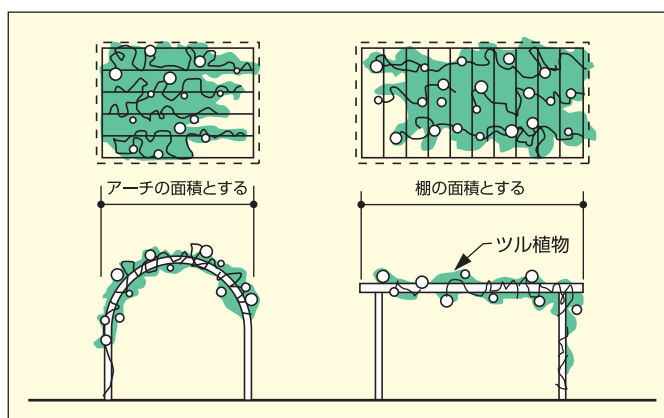
直立している壁面については、緑化しようとする部分の水平延長に1.0mを乗じた面積です。傾斜した壁面では、緑化しようとする部分の水平投影面積です。

注：地上から登はんさせる緑化、屋上など壁面の上部から下垂させる緑化、壁面に植栽基盤を設置して行う緑化も全て上記の面積算定とします。なお同一壁面において、上記のいくつかの手法を併用して緑化する場合には重複して面積算定することはできません。ベランダ、バルコニーの壁面も同様とします。



■ 棚ものの緑化面積

地上や屋上に、棚ものを設置する場合は、ツル植物の生長時において、棚を被覆する面積（ツル植物で覆うことを計画した範囲の水平投影面積）とします。

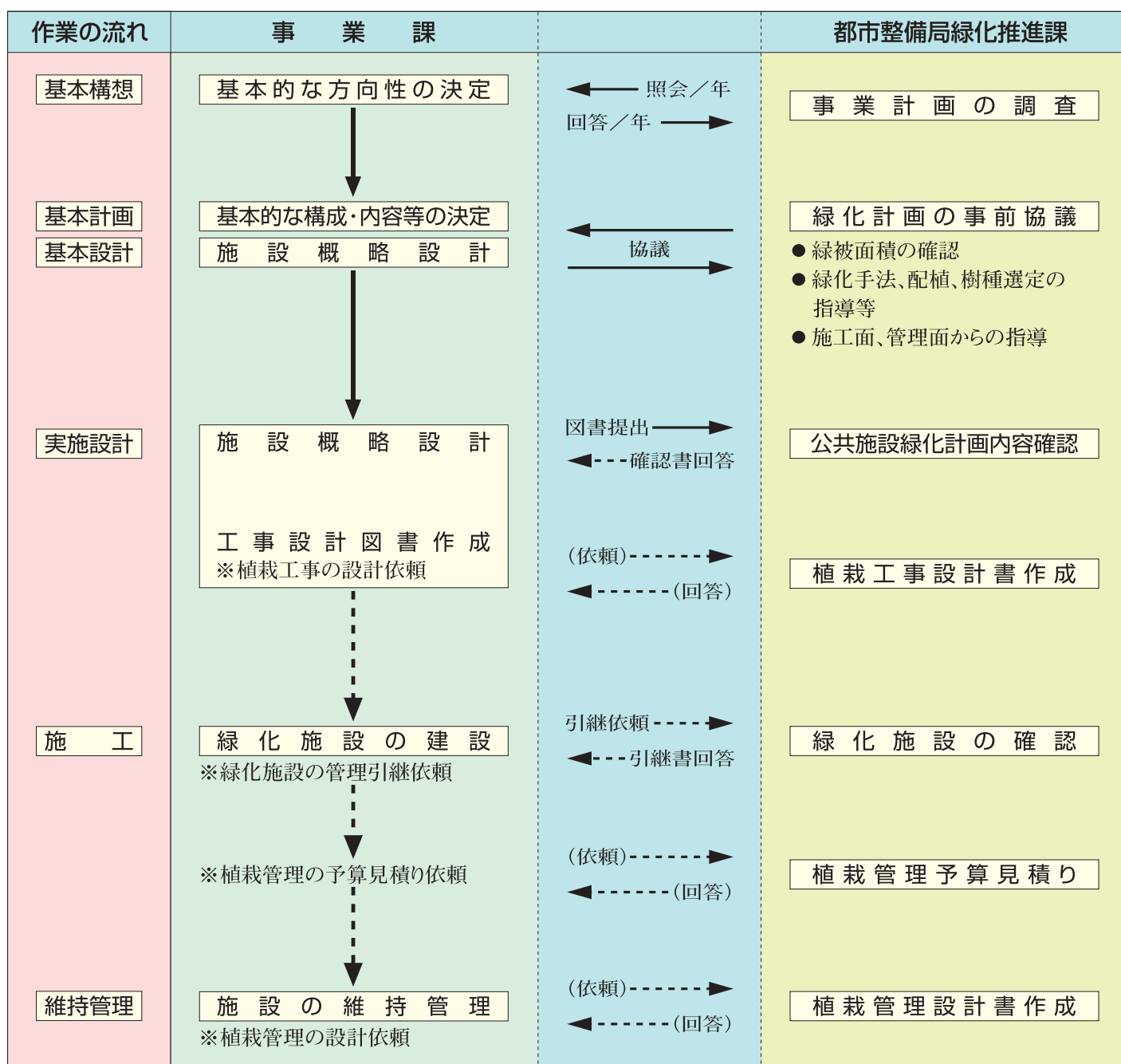


④ 福岡市公共施設緑化協議フロー

- 緑化事業は各事業部局で執行するが、公共施設緑化の一元化を図るため、公園緑地部と協議を行うものとする。
- 実施計画以前に事前協議を完了し、公共施設緑化計画協議図書を提出する。

- 緑化事業に関する「予算見積り」、「整備・維持管理の設計」については、依頼に応じ公園緑地部で行う。

◆ 協議フロー



● 凡例 ◀-----▶：設計等依頼または施設引継が発生する場合

● 公共施設緑化計画協議図書の作成については「福岡市公共施設緑化協議の手引き」参照